

別記様式5

被処分者	認定番号	秋田県公安委員会 第230776号
	自動車運転代行業者の名称または記号	カッパ代行 永井 孝子
	主たる営業所が所在する市区町村	秋田県能代市
処分年月日		令和7年12月24日
処分内容		指示処分
処分理由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業を行った。	
根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条違反	
処分を行った都道府県	秋田県	